

医療用抗原検査キット(定性)助成事業(事業所向け)のQ&A

Q1 令和5年度の事業の実施期間はいつですか

A 令和5年4月1日から当面の間です。

Q2 助成対象の事業所は

A 松戸市内の全ての事業所です。

※対象となるか不明な場合は地域医療課にお問い合わせください。

※なお、厚生労働省通知「職場における積極的な検査等の実施手順(第3版)」などのガイドラインにそって準備してください。

事業所内に診療所が所在する場合と所在しない場合により実施手順が異なります。

Q3 購入方法は

A 医薬品卸売業者に連絡し確認書を提出のうえ購入となります。

※ホームページの厚生労働省「職場での検査に関する一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について(外部リンク)」をご覧ください。

Q4 どの抗原検査キットも助成対象になりますか

A 「医療用抗原検査キット(定性)」となります。助成対象になるキットは下記4種類です。

① チェック MR-COV19 (MeijiSeika ファルマ(株))

② SARS-CoV-2 ラピット抗原テスト(ロシュ・ダイアグノスティクス(株))

③ クリニテスト COVID-19 抗原迅速テスト(シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス(株))

④ GLINE-2019-nCOV Ag キット(株式会社医学生物学研究所)

*③④については、令和4年10月3日から追加となりました。

*詳しくは医薬品卸売業者にお尋ねください。

Q5 助成金額はいくらですか

A 1 キット当たり 500 円の負担となります。市が購入価格との差額を助成します。

Q6 助成の申請手続きは

医薬品卸売業者に全額を支払った後、下記の必要書類を地域医療課に申請し、助成金を請求してください。

①実績報告書 ②請求書 ③領収書の写し ④確認書の写し ⑤振込を希望する口座の通帳の写し（申請者と口座名義人が異なる場合は委任状が必要となります）を 30 日以内に郵送（持参可）してください。

Q7 どのようなときに医療用抗原検査キットを使うのですか

A 出勤後、健康観察アプリ等を通じて具合の悪い従業員が見出された場合、または従業員が発熱、せき、のどの痛み等軽度の体調不良を訴えた場合に本人の同意を得たうえで（自己採取）検査を行うものとされています。

厚生労働省通知「職場における積極的な検査等の実施手順（第3版）」
をご確認ください。

Q8 医療用抗原検査キットは症状がないときでも使用できますか

A 無症状者の使用は推奨されていません。症状がないときに使用した場合結果が正しく出ない可能性があります。

Q9 判定が陽性の場合はどうしたらいいですか

A 陽性の場合には医療機関を受診してください。

発症した日を 0 日目として発症後 5 日間が経過し、かつ解熱および症状軽快から 24 時間が経過するまでは外出を控えることが推奨されます。発症後 10 日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、マスクの着用など、周りの方へうつさないよう配慮をお願いします。

※陰性の場合でも偽陰性（誤って陰性と判定されること）の可能性もありますので、引き続き体調に注意してください。